

第二十二回 参議院大蔵委員会會議録第二十一号

昭和三十年六月二十三日(木曜日)午前
十時四十一分開会

委員の異動

六月二十二日委員森下政一君及び井村
徳二君辞任につき、その補欠として松
澤兼人君及び鶴見祐輔君を議長におい
て指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 西川基五郎君
山本 米治君
土田国太郎君
平林 剛君

委員

青柳 秀夫君
木内 四郎君
白井 勇君
藤野 繁雄君
宮澤 喜一君
小林 政夫君
岡 三郎君
菊川 孝夫君
中川 幸平君

政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君
大蔵省主 正示啓次郎君
計局次長 大蔵省主計
局法規課長 村上孝太郎君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君

説明員

大蔵省管財局 根本 守君
特殊財産課長

本日の會議に付した案件

○補助金等の臨時特例等に関する法律
の一部を改正する法律案(閣第五〇
号)(内閣送付、予備審査)

○補助金等の臨時特例等に関する法律
の一部を改正する法律案(閣第九一
号)(内閣送付、予備審査)

○接収貴金屬等の処理に関する法律案
(内閣送付、予備審査)

○委員長(青木一男君) これより大蔵
委員会を開会いたします。

まず、補助金等の臨時特例等に関す
る法律の一部を改正する法律案(閣法
第五〇号、予備審査)を議題にいたし
ます。

本案は去る十四日内閣の要求通り修
正されておりますので、この際右の修
正について政府より説明を聴取いたし
ます。

○政府委員(藤枝泉介君) たいだいま議
題となりました内閣提出第五十号の補
助金等の臨時特例等に関する法律の一
部を改正する法律案中修正につきまして
、その理由を御説明申し上げます。

補助金等の臨時特例等に関する法律
の一部を改正する法律案の原案は、昭
和三十年五月三十一日限り効力を失う
こととなつておりました補助金等の臨
時特例等に関する法律につきまして、
その有効期限を昭和三十一年三月三十
一日まで延長するため提出いたしました
のであります。その後、本年五月三十

一日、法律第十三号補助金等の臨時特
例等に関する法律の一部を改正する法
律が公布施行せられ、右特例法の有効
期限が本年六月三十日まで一時延長の
措置が講ぜられましたので、これに伴
いまして、本補助金等の臨時特例等に
関する法律の一部を改正する法律案中
修正を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛
成あらんことをお願いいたします。

○委員長(青木一男君) 次に、補助金
等の臨時特例等に関する法律の一部を
改正する法律案(閣法第九一、予備
審査)を議題として、政府より提案理
由の説明を聴取いたします。

○政府委員(藤枝泉介君) たいだいま議
題となりました補助金等の臨時特例等
に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第九一)につきまして提案の理
由を御説明申し上げます。

政府は、昭和二十九年におきまし
て、国の財政の健全化等の目的から、
補助金等につきまして整理する必要を
認め、昭和二十九年予算において所
要の措置を講ずるとともに、第十九回
国会に補助金等の臨時特例等に関する
法律案を提出し、御審議の上、これが
成立をみたのであります。本年度に
おきまして、昨年度と同様の目的か
ら補助金等の整理を行うこととしたし
たのであります。このうち法的措置を
講ずる必要があるものとしたし、昨
年度に成立いたしました補助金等
の臨時特例等に関する法律の対象と

なつた補助金等があり、これらについ
ては、さきに右特例法の有効期限を昭
和三十一年三月三十一日まで延長する
ための改正法案を提出し、御審議を
願つておりましたのであります。その他
いたしまして、国立公園法に基く補助
金につきまして昭和三十年限り特例
を設けることを妥当と考へ、この法律
案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛
成あらんことをお願いいたします。

○委員長(青木一男君) 続いて事務当
局より補足説明を聴取いたします。

○政府委員(村上孝太郎君) たいだいま
補助金等の臨時特例等に関する法律の
改正法律案を二本提案の理由及びその
修正の理由を御説明申し上げます。

政府は本国会におきまして、先ほど
政務次官からも御説明になりましたよ
うに、当初二本の補助金等の臨時特例
等に関する法律案を提出したわけであ
ります。一本は昨年御承知のように、
この補助金等の臨時特例等に関する法
律というものが成立いたしましたので、
それが本年の三月三十一日まで有効で
あったのでございますが、それを四、五
の二カ月の暫定予算中予延長をお願い
いたしました。これは過般の委員
会でも御説明申し上げまして、御承認
をいただいたわけでございますが、統
いてこの本予算を提出するに及びまし
て、本予算の方針をいたしました。昨
年と同じく補助金の臨時特例等の法律
を一年間さらに延長するという方針が
確定いたしましたので、四月の半ばに

この法律を一年間延長するという法律
案をまず提出いたしましたわけございま
す。それがいろいろな経緯もございま
して、結局衆議院の特別委員会立法に
よりまして、一カ月間、六月の暫定予
算期間中のみ延長するといふ議員
立法がなされまして、それによつて現
在引続き本法が有効になつてゐるわけ
でございますが、そのために当初政府
が出しました六月一日から来年の三
月三十一日までこの法案を延長して
いたがたいという法律案が、いわば
この衆議院の特別委員会立法によりま
して一カ月重複する、いわば無用の部
分ができたわけでございます。そこで
この一カ月の無用の部分を修正いた
しますといふのが、先ほど政務次官か
ら御説明になりました修正案の理由で
ございまして、それによりまして、当
初政府が出しました六月一日から来年
の三月三十一日まで延長していただ
きたいといふこの改正案が、七月一日
から来年の三月三十一日まで延長さ
していただきたいという期限延長の法律
案に変わったわけでございます。これが
まず第一に先ほど政務次官の説明され
ました法律第五十号の内容でございます。

で、これは昨年の臨時特例法をその
まま延長するといふ期限延長の法律案
でございますが、政府は先ほど申し
上げましたように、さらにもう一本の
法律案を補助金の整理につきまして
用意いたしております。それを提出
いたしております。その内容は、昭和

三十年度本予算編成方針に基きまして、新しく二十九年度整理いたしましたものに加えて、さらに補助金の整理をいたしたい、こういう内容のものでございます。これは予算補助、法律補助、いろいろの補助金が成立したわけでございますが、その中で法律の根拠を要しまして、従って法律上の措置を必要とするところの補助金につきましては、新しく昨年成立しました補助金等の臨時特例等に関する法律に追加するという形で法律案を提出したわけでございます。

それも当初は二本追加するという形になっておりました。それは一つは国立公園に対する補助金、もう一つは防火建築帯に関する補助金、この二つの補助金に関する根拠法を訂正して、一年間停止するという形で法案を提出いたしましたわけでございますが、それが過般の衆議院におきますところの民自の予算修正、国会における予算修正によりまして、その二本の中から耐火建築促進法関係が予算が復活するという事態になりましたので、従って法的補助、根拠法を提出しないでもよろしいということになりました。その関係で政府が提出いたしました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案、九十一号の方をさらに修正いたしましたわけでございます。

そこで結局残りました九十一号といはしましては、もとの原法でありますところの補助金等の臨時特例等に関する法律を整理いたします条文整理と、それからさらに追加するものといはしましては国立公園に対する補助金だけということに相なつたわけでございます。これが現在提案されております二

本の補助金に関する法律案でございます。

○委員長(青木一男君) たいま説明になりました補助金関係の二法案について質疑を行います。

○木内四郎君 第七条のところについて書きます、これはつける必要があるのですか、ただし書きの「災害復旧のため」が国立公園について必要な補助を行うことを妨げるものではないか。というのを入れる必要があるのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げますが、これは私も今回補助金の特例法といはしまして、国立公園法に基く補助金につきまして特例をお願いいたしておきますのは、この国立公園の施設の整備と申しますか、積極的によくしてゆく面の補助金につきましては、国及び地方財政の現状にかんがみまして、このところ一年間そういうものは特例を認めていたたいいて一休みいたしたいと、こういう考え方でございまして、あとで詳しく御質問に際してお答えいたすつもりでございますが、このたとえは地方公共団体が単独でやります分とか、または国が必要に応じて直轄でやります分につきましてはこのままにいたしておるわけでありまして、のみならず、今御指摘の災害が起つて、どうしても放置いたしておきます場合には国立公園の施設が非常に現状より悪くなるというふうな場合には、これは捨てておけませんので、そういうものはこの場合といはしまして、もぜひとも必要なものは出してゆきたい、こういう考え方からただし書きをつけておきまして、疑義をなくしてゆきたい。はつきりそういうものを出すというところをお認め願つていただき

たいと、こういう趣旨でただし書きを入れた次第でございます。

○木内四郎君 この条文だけただし書きが入つておるけれども、ほかの条文でも、補助金を整理した場合でも、法律上の義務はなくとも予算に計上して補助することは差しつかえないでしょうか。どうしてこの条文だけこれを入れたいのでしょうか、その点を伺います。

○政府委員(村上孝太郎君) たいま正示次長からも御説明に相なりました。国立公園に対する補助金と申しますのは、国立公園の事業といはれば行政理念に基いて補助金を出すわけでございます。災害といはれば、これは国立公園であらうと、ほかの道路事業であらうと何であらうと、またこれは日本におけるがごとき天災の多い国柄におきましては、そうした災害を受けた地方に対していろいろまあ復旧の、財政能力も痛手を受けておるであらうから補助をしよう、別個の行政理念があるわけでございます。従つてわれわれは、災害に対する補助金はこれは別個の、国立公園事業といはれば別個の行政理念よりは別個の行政理念に基いておるから要らぬじやないかという当惑を持つております。いろいろ交渉いたしましたのでありますが、それに対していろいろ心配をする向きもありまして、そこに書いてありますように何々するを妨げないといは、いわば非常に注意的な規定になつておりまして、従つてそういう意味から申しましても、これはいわばその規定によつて初めて災害復旧ができるというのじやなくて、災害復旧の補助金としてこの別個の行政理念に基くものだから当然できるのだけれども、疑問があるとい

けないからというので注意的な規定になつておるのであります。

ほかのものについてはどうかということになりますと、正規の補助金といはれば競争的に災害に関する補助金が出るものがあるかということではいろいろ探したわけでありまして、現在臨時特例法に載つております十七本の法律につきましては、その災害との競争的な問題はございませんので、そこで新しく書きましたたし書きの注意的な規定をつけることは必要ないと、こういう結論に達したわけでございます。

○木内四郎君 今の御説明でこの災害関係はわかつたのですけれども、その他の条文だつて補助金は打ち切りになつた、まあやらないでいいことになつたけれども、やつても差しつかえないのでしよう。法律上の義務じやないでしよう。だからこれは災害だけじやなくて、他の理由によつてもやることはあり得るのだから、そういうことを書かないで、災害関係をこへ書いたのはどういふ意味になるか。これだけ書いておくと、ほかの方で万一特殊の事情でやらなくちゃいかぬような事態が生じた場合は、法律を改正しないでよろしいのじやないかと一つの疑義を逆に起すおそれがあるやしないか、そこはどうか。

○政府委員(村上孝太郎君) まあ法律的に申しますと補助することができるといふふうな規定、あるいは負担することができるといふふうな規定は、い

わば国家に補助し、あるいは負担する権能を与えた規定でございます。これを停止するからといって、現在別個に予算補助だけでやつておる補助制度はたくさんあるわけでございますか

ら、予算補助ができないというわけではなからうかと思ひます。従つてそういうふうなことを妨げないという規定があるからといって、ほかのただし書きのついていないものは逆の反対解釈として、今度は予算補助ができないのだといふふうなことはならぬだらうと思ひます。ただそういうふうに書いて、補助することができるといふ規定を停止したときに、その規定を停止しておいて、それは単なる権能規定なんだから、その権能規定によらずして今後は予算補助をするのだといふことが果して妥当かという問題になるわけでございますが、これはわれわれとしましては、従来法律補助であつたものを、法律の規定を停止して、しかも予算補助ができるかどうかという問題については、法律的には全然できないことはないだらうけれども、い

わば政府の意思としては分裂しているといふ実体的な批判を受けるのじやなからうかということ、まあ補助が、法律補助を停止しておいて予算補助に切りかえるといふのは実行上の問題としてはおかしい、こういうふう

に考へております。

○木内四郎君 そうするとこの第七条のただし書きといは、まあ念のために入れたので、なくてもいいのだと、こういうことではしやうな。

○政府委員(村上孝太郎君) さようでございます。

○委員長(青木一男君) 他に御質疑がなければ次に移ります。

○委員長(青木一男君) 接収貴金屬等の処理に関する法律案(予備審査)を議題として、当局より説明を聴取いたします。

○説明員(根本守君) 接収貴金屬等の処理に関する法律案の第一条から逐条御説明申し上げます。

第一条は目的でございますが、この法律は、連合国占領軍に接収されておりました貴金屬等、その後連合国占領軍から政府に引き渡されたもの等につきまして、公平適正かつ迅速に返還その他の処理をすることを目的とするというところになっております。これは現在大蔵省で保管中でございます連合国占領軍から解除された貴金屬等につきまして、適正な返還その他の処理をはかるというのを目的にうたつたものでございまして、元来これの処理につきましては、現行の私法上の建前から参りますと、現在の私法上解決できない問題ではないのでございましてけれども、それで解決いたしますと、非常に不合理が生じてくるわけでございまして、また一方非常に処理に長時間を要するといふふうなこともございまして、この新しく特別法を設けましたので、それで迅速、公平、適正に処理をしようといふことをうたつたわけでございまして。

第二条は定義でございますが、その一項は貴金屬に関する定義でございますが、現在わかっております接収されました品目を全部一応概括的に列挙したわけでございまして、この第一項四号に「その他政令で定める物品」とございしますが、この中には貴金屬とはいわゆる称せられないものが相当含まれておるわけでございまして。例をあげて申しますと、ラジウムだとかあるいは水銀といふふうなものが相当多量に接収されておるわけでございまして、そういうものもこの法律の中で一応貴金屬と定義の中に含まれておるわけでございまして。

第二項は接収の定義でございますが、これは占領中に占領軍の権限ある軍人、軍属が貴金屬等を占有しておつた者から無償で連合国占領軍の管理に移した、そういう行為を接収と目しておるわけでございまして。

それから第三号でございますが、第三号は保管貴金屬の定義をいたしておるわけでございまして、これを若干具體的に説明申し上げますと、現在保管しておる貴金屬等の性質別に列挙したわけでございまして、第一号は接収されたそのまゝの貴金屬で、現在返還されておる政府が保管中のものでございまして、その中にはカッパコ蓄にありまますように溶解されておるものもあつて、それから第二号は、連合国占領軍が接収中に貴金屬等を処分いたしましたし、売却その他の処分をいたしましたし、そのかわりと申すか、代償を申しましたか、そういうものを積み立ててあつたわけでございまして、それを一般の貴金屬の解除と同時に引き渡して参つたもの、すなわち金の地金とこれはドルの預金でございますが、ドルの預金を引き渡して参つておりますが、それを保管貴金屬の中に含まれておるわけでございまして。

第三号は、これは連合国占領軍が接収中に接収貴金屬等を解除してもらいたい、あるいはそれを産業上の用途に使いたいから引き渡してもらいたいという要求が民間から出された場合に、それに対して解除、ないしは引き渡しをいたしておりますが、それに身

がわりといたしまして連合国占領軍は代替の金の、または銀の地金を要求しておるわけでございまして。で、これは貴金屬特別会計からその解除を受けたものは、金または銀の地金を売り渡してもらひまして、それを連合国占領軍に代替地金として提供いたしておるわけでございまして、それを一応そのもの権利があるといつたしまして、その提供したものに返還をするという建前から保管貴金屬等の中に含まれておるわけでございまして。

第四号はこれは「連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合国占領軍に対する引渡に關する法律」によりまして、やはり解除を受けたものが連合国占領軍に代替の金または銀の地金を提供しておるわけでございまして、それも保管貴金屬等を含めて返還の対象にしたというわけでございまして。

第三条は処理機関、この事務に携わりまする処理機関をきめたわけでございまして、大蔵省におきまして管理をし処理をするというのを規定しておるわけでございまして。

第四条 第五条は返還請求の手續でございますが、第四条は、この法律以外では接収貴金屬等につきましては返還請求がすることができないといふこととで、一般私法上の所有権に基く返還請求その他の請求権を排除いたしておるわけでございまして、私法の特例の規定になつておるのでございまして。そういういたしませんと所有権に基く返還請求権といふものが相当長期間にわたつて存続いたしますし、それにこの法律に基く返還請求権と競合するといふ形になりますので、その不都合を排除

する意味におきましてこういふ規定を設置したということになるわけでございまして。

第五条は、おのの接収貴金屬等の性質に應じて返還請求の手續を異にした規定でございますが、まず原則的には被接収者、つまり接収貴金屬等を接収された者が、それは所有権者である占有権者であるとを問ひませんが、まず被接収者に返還請求を認めるという原則を第一項で打ち出したわけでございまして、これを五カ月以内に制限をして権利を、返還請求権を認めおるわけでございまして。

第二項第三項は先ほど定義のところでも申し上げましたように、接収貴金屬等を連合国占領軍が管理中に解除を受けたものが代替の地金を提供したしておりまますので、そういうものに対して代替のその地金の返還の請求を認めたという規定でございます。

それから第四項でございますが、これは第一項で被接収者に原則的に請求権が認められておるわけでございまして、被接収者と所有者とが異なります場合、被接収者が過意して返還請求を怠つておるといふふうな場合には、所有者は自分の権利を守るためにおのずから自分で返還請求ができません。従ひまして前の被接収者の返還請求の期限を五カ月に限つておるわけでございまして、第四項で所有者に認めさせていただきますが、第四項で所有者に認めさせていただきますが、第一項より二カ月長く、七カ月にいたしまして、返還請求を認めておるわけでございまして。

第六項は第五項で出して参りました返還請求を審査して、これを権利があるかどうか、それから権利があるとするれば、どういふものが接収されたかといふことを大蔵大臣が認定する規定でございます。この場合には第二項に書いてございまして、確実な証拠に基かなければ認定することができないといふ原則をうたつておるわけでございまして、さらに第三項ではそういう証拠に基いてどうしても権利者であると認められない、あるいは種類、形状、または個数が認定することができないといふふうな場合、それから接収されたものが保管貴金屬等の中になつたということが明らかな場合には、この請求は認定しないで棄却しなければならぬといふ規定になつておるわけでございまして。

第五項は第五項で出して参りました返還請求を審査して、これを権利があるかどうか、それから権利があるとするれば、どういふものが接収されたかといふことを大蔵大臣が認定する規定でございます。この場合には第二項に書いてございまして、確実な証拠に基かなければ認定することができないといふ原則をうたつておるわけでございまして、さらに第三項ではそういう証拠に基いてどうしても権利者であると認められない、あるいは種類、形状、または個数が認定することができないといふふうな場合、それから接収されたものが保管貴金屬等の中になつたということが明らかな場合には、この請求は認定しないで棄却しなければならぬといふ規定になつておるわけでございまして。

第五項は第五項で出して参りました返還請求を審査して、これを権利があるかどうか、それから権利があるとするれば、どういふものが接収されたかといふことを大蔵大臣が認定する規定でございます。この場合には第二項に書いてございまして、確実な証拠に基かなければ認定することができないといふ原則をうたつておるわけでございまして、さらに第三項ではそういう証拠に基いてどうしても権利者であると認められない、あるいは種類、形状、または個数が認定することができないといふふうな場合、それから接収されたものが保管貴金屬等の中になつたということが明らかな場合には、この請求は認定しないで棄却しなければならぬといふ規定になつておるわけでございまして。

第五項は第五項で出して参りました返還請求を審査して、これを権利があるかどうか、それから権利があるとするれば、どういふものが接収されたかといふことを大蔵大臣が認定する規定でございます。この場合には第二項に書いてございまして、確実な証拠に基かなければ認定することができないといふ原則をうたつておるわけでございまして、さらに第三項ではそういう証拠に基いてどうしても権利者であると認められない、あるいは種類、形状、または個数が認定することができないといふふうな場合、それから接収されたものが保管貴金屬等の中になつたということが明らかな場合には、この請求は認定しないで棄却しなければならぬといふ規定になつておるわけでございまして。

第四項は、その大蔵大臣の認定を権利者に通知する、あるいは返還請求を出した者に通知をするという規定でございます。

第七條は、この認定に対する不服の申し立てでございます。やはりその申し立てに対しまして大蔵大臣が決定をすることになっておりますが、その不服の申し立ての期間を一月内に限りまして認めまして、さらに大蔵大臣は審査しこれに対して決定をするという手続を書いてあるわけでございます。

次は第八條、第九條は、返還に関する規定でございますが、第八條は「特定する場合の返還」でございます。特定する場合というのは、接収されたものにそのものが現在の保管貴金屬等の中にあるという場合には、そのものを返還をいたすということでございますが、それが第八條でございます。第九條は、そういうふうには、まさにそのものが保管貴金屬等の中になくという場合の規定でございます。この場合は第一項から第四項までに従いまして、現在の保管貴金屬等の中にあるもので、その変形をしたあるいは代替貴金屬等を分割して返還をいたすという規定にしてあるわけでございます。第四項では、最終的に代替あるいは代償であるものを列挙いたしまして、それをおのおの分割して配分をするというふうな規定をしてあるわけでございます。

それから第十條でございますが、第十條は第八條ないし第九條とは関係がない、代替に関する先ほどの定義の二項ないし三項の、「保管貴金屬等」の定義の第三号ないし第四号に掲げられ

ました保管貴金屬等の請求につきまして、これを分割して返還をするという規定でございます。

それから第十一條は、そういうふうにして返還をいたしました場合に、相手方から返還請求がないもの、あるいは分割して返還をいたしたわけでございますが、それに余剰が出た場合には、これは所有権を固に帰属せしめるという規定でございます。

それから第十二條は、返還をしようとする場合に、相手方に対して通知をしてやるという規定でございます。

それから第十三條は、返還に対する不服の申し立ての規定で、やはり認定に対する不服の申し立てと同じに、一月内の期間を限りまして不服の申し立てを受け付け、それに対して大蔵大臣が審査し、これに対する決定をするという建前になってあるわけでございます。

次は第十四條でございますが、第十四條は、返還しようとしてこれを相手方に通知したわけでございますが、その通知した貴金屬等を権利者が受け取りにこないというものにつきまして、これを五年以内に取り取らない場合には、固に帰属せしめるといふ規定にしたわけでございます。

続きまして第十五條は、接収貴金屬等の上に存した権利を、返還されし貴金屬等の上に存続せしめるかどうか、つまり私法上の権利を調整する規定でございます。第一項は、接収された貴金屬等に、たとえは質権だとか留置権、そういうふうな物権が存在しておりまして、返還されし貴金屬等に、返還の時からそういう権利が復活するという規定を置いた

わけでございます。それから第二項は被接収者が第九條で返還を受けました場合に、被接収者が持つておいた物がいろいろの所有者に分れておいたというふうな場合があるわけでございます。

が、そういう場合に、第九條で返還になったものがどういうふうな権利の帰属になるかということになります。現在の私法上の手続では調整することのできない面がありますので、各おのおのそのときの所有者の共有に属するものとみなすことにしたのでございまして、そしてその持ち分につきましては、おのおのの所有者の所有にかかると接収貴金屬等に対応する分、つまり接収された当時の割合で所有権を持つという規定にしたわけでございます。

次は第十六條でございますが、第十六條は、一応前条までの規定で返還をの他手続をとったわけでございますが、接収貴金屬等の中には、そういう権利の価値をそのまま認めますと実体上不合理が生じるといふものが出て参るわけでございます。たとえばこの第十六條の第一号に掲記されておりますようなもの、「交易営団、社団法人中央物資活用協会又は社団法人金銀運管會若しくは社団法人金銀製品商聯盟が、戦時中、政府が決定した金、銀、白金又はダイヤモンドの回収方針に基き、政府の委託により、取得した貴金屬等」というふうなものでございまして、これは戦争中に国が国民運動を展開いたしましたものでございまして、こういうものは一応交易営団ないしはそういう回収という手続に従事いたしました機関の所有権が現在残っておりましてござい

ますが、そういう所有権の発動を認め

て交易営団等に返還をいたすということになりまして、相当大きなものになり、機関が得ることになるわけでございます。翻つてその実体を考えてみますと、当時の回収というのは、回収をした貴金屬等をこれを有効な目的のために使ひ、途中の交易営団等の取扱機関に単にその中間の取扱機関であつたにすぎなかつた。そういう貴金屬等の最終的な権利の帰属ないしは価値の帰属というものは国になければならぬものであるというふうな趣旨から、こういうものを一応所有権を認め、こゝろに機関に返還するということが不当であるという実体上の観点、な

いは法律的な見解にも立ちまして、こゝろに機関に返還する規定とあわせて、返還請求の場合に、こゝろに各号に該当するよう貴金屬であつたかどうかということ認定いたしました。その認定に依りましてこの各号に該当しておるものであります。これは本条第五項の規定に従いましてこの

階層にするというふうにしたわけでございます。

ただいま第一号を御説明申し上げましたが、第二号は、この回収貴金屬等を、「金屬配給統制株式会社」が、交易営団又は社団法人中央物資活用協会から、政府の指示に基き、配給のために買入れたものをあげておるわけでございます。第三号は、「社団法人金銀運管會が、戦時中、旧日本占領地域における通貨価値の維持の目的をもつてした政府の指示に基き、金製品を輸出するため、日本銀行から取得した金の地金」、やはりこれは回収貴金屬ではございませぬけれども、同じような法的性質を持つておるということで

庫庫属にすることにしたわけでございます。第四号は「軍需品の製造に従事していた者が、戦時中、軍需品を製造又は修理するため、その材料として旧陸軍省、海軍省又は軍需省から取得した貴金屬等」でございます。旧軍が、軍需品を製造させるために、官給資材を民間の軍需会社に支給いたしまして、その完成品を買入れるというふうなことを行なつておつたわけでございますが、これも現在の所有権はこゝろに民間の軍需会社であつたものがあるわけでございますけれども、実体上の価値の帰属は国にあるという見解のもとに、これも固に庫庫属にすることにしたわけでございます。なおこの規定で、

所有権の取得が終戦後に行われたものがあるようございましてけれども、それもこの規定に含ましめる意味でございます。

それから第十七條でございますが、第十七條は、今の第十六條の規定で固に庫庫属にさせる貴金屬を列挙して、その手続を規定しておりますが、そういう交易営団等のような取扱機関は、そういう回収貴金屬等の取扱につきましても、相当大きな経費を負担しておるわけでございますから、その経費はこの際交付しなければならぬと考へられますので、その交付金を支給する規定を置いたわけでございます。で、考へ方は買入れ代金あるいはその当時の回収当時の買入れ代金あるいは手数料、あるいは加工いたしております加工賃といふものを支給いたしました。さらにそれに講和条約発効の日からこの交付金を支給いたすまでの期間の年五分の金利を加算して支給をするという規定に

な

なつておるわけでございます。

十八條、十九條、二十條、二十一條は、接収貴金屬等処理審議会に關する規定でございますが、本法案によりますと相當重大な事項が大蔵大臣の権限のもとに行われるということになるわけでございますが、従ひまして第六條の場合のその権利者の認定という場合、あるいはそれに対する不服の申し立てに對する決定、また返還に對する不服の申し立てに對する決定、そういう重要事項を接収貴金屬等処理審議会の議に付しまして、その議決に基きまして大蔵大臣が以上のような事項を処理をするという規定にしたわけでございます。

二十條は、審議会の構成の規定でございます。委員といたしましては次に掲げるような委員十一名で組織することになっております。

それから二十一條は議事の運営に關する規定でございます。事項がきわめて多岐にわたりましたので、事項がきわめて、特に部会を設置し、部会の議決をもつて審議会の議決にかえることができるという規定を置いたわけでございます。

次の二十二條は事務の委託でございます。これは大蔵大臣が行います事務の一部を日本銀行に委託することができるといたしました。事務処理の便宜をはかるわけでございます。二十三條は罰則でございます。虚偽の申し立てをした者に対して一年以下の懲役または十萬圓以下の罰金というところでございますが、ただこの場合には大部分が実体的には刑法の詐欺罪の規定が適用になるものと考へられるのでございまして、従ひまして本法

におきます罰則は詐欺罪の適用にならぬ、悪意のないものということになりますので、一年以下の懲役、または十萬圓以下の罰金というところで比較的軽い罰になつておるわけでございます。

次は附則でございますが、附則の第三項は、これは代替の地金を提供したものと、その代替の、地金の代替であつた接収貴金屬、それが現在保管されておりました貴金屬等の中で二重に管理をされておるといふものにつきましては、その代替を出したものは返還の對象にすべきではなくて、これは貴金屬特別会計に返すべきものであるという二重に保管しておるものは貴金屬特別会計に歸屬せしめることにしたわけでございます。

それから第四項は固有財産法の規定を改正いたしました。この法律の施行したあとで國に返還される、あるいは國に歸屬をいたしました貴金屬等一般會計に歸屬するものは固有財産といつたしまして、固有財産の各條の規定を適用することにいたしました。この主として目的としたしましては、この經理内容を明らかにしまして、固有財産として増減その他國会に報告いたします。この際に各省各庁で行政事務、あるいは事業に供しますものにつきましては、特に固有財産として整理する必要があるというところで、その場合には固有財産としなうという規定になつたわけでございます。

大体以上をもちまして逐條説明を終りたいと思ひます。

○委員長(青木一男君) 前に戻つて、

補助金關係二法案について質疑を行います。

○小林政夫君 まだ勉強してないの、はなはだ恐縮ですが、前の補助金等の法律ですね。あれで、今度の実体は初め政府が出さうしておつたものと變つてない。ただ期間を六月三十日を來年の三月三十一日に延ばしたことのようによつと讀んだのですが、どうですか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げますが、御承知のように五月三十一日までで暫定予算に伴ひまして認めを願つておつたわけでございます。前月六月一日から來年の三月三十一日までお延ばし願ひたい、こういうことをお願いいたしておつたのであります。いろいろ關係で六月一ぱいだけまあ認めるといふことに衆議院の特別委員會で御決定になりました。議員立法されて、參議院の方でもお認めを願つたわけでありまして、その結果政府が提出いたしておりました分のうち、この六月にかかるといふは無意義な規定になつて参りまして、ほうつておきますと重複したような規定になつて参りましたので、その分を修正させていただきます。今回は六月一日から來年の三月三十一日まで延長することをお認め願ひたい、こういう法律に修正をいたして提出した、こういうことであります。

○小林政夫君 だから実体的には初め、当初から政府が意圖しておつた補助金の減額あるいは停止、このものと變りはない……。

○政府委員(正示啓次郎君) この修正の分につきましては變りはないと思ひます。ただ別途に一案ございまして、そ

れは防火地帯と国立公園法と二つあったものうち、防火地帯を落しまして、国立公園だけを願ひたい。これはは民自兩院の予算修正の結果、防火地帯造成費補助が復活をいたしましたものでありますから、この方の法律についての特例をお願いいたしておりました。自分はその必要がなくなりました。と申しますよりはむしろ予算にあわせまして、これは存置すべきものということに相なりまして、その分を削除いたしました。国立公園整備費の補助の特例だけを追加して願ひたいと思ひます。

○小林政夫君 そうすると、これは念のため……。今のお話は、自民の予算の折衝で復活したいろいろな補助金關係で、当初から政府がこの補助金は減額あるいは停止しようと思つておつたものと違ひ、事志と違ひるのは、今の耐火建築の關係だけであると、こう了承していいわけですか。

それからもう一つ、多少この法律に抵触するきらいがあるので、この名前をカムフラージュして、同じ趣旨のものを出すというふうなことはいいですか。

○政府委員(正示啓次郎君) これははつきり申し上げますが、法律の關係を要するものにつきましては防火地帯建築費だけが修正になつておるのであります。そのほかのものは修正にはならなかつたのであります。しかしながら法律を要しないいわゆる予算補助につきましては、相当修正になりました。政府の補助金の整理の意圖が、この予算の修正の結果影響を受けております。これにつきましては別途資料をいたしましてはつきり提出をいたしたいと思つております。

○委員長(青木一男君) お諮りいたします。接収貴金屬の法案につきましては、だいたひ内容も複雑でございますが、資料の要求でもおありの方はこの際御要求いただきました。質疑はこの次にお願ひをいたします。

○藤野繁雄君 この連合國占領軍に接収せられた貴金屬等その後占領軍から政府に引き渡されたものの種類別、数量、それから現在の価格というふうな一覽表をお願いしたいと思ひます。それから固有になるものと民間に渡されるものと、あるいは固有になるところのものは一般會計に入るもの、あるいは特別會計に入るものというふうなことに區別して、その資料も出していただきたいと思ひます。

○委員長(青木一男君) 他に資料の要求はございせんか……。

では本日はこれにて散會いたします。

午前十一時三十三分散會

昭和三十年六月二十九日印刷

昭和三十年六月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局